

重要海域（案）と情報票（案）等について

1. 重要海域（案）について

第 2 回重要海域検討会の検討結果及びその後の検討委員の意見により重要海域（案）を作成した。従来通り沖合表層図、沖合海底図、沿岸図の 3 つに区分し、とりまとめた。それぞれの図案を資料 3-1、4-1、5-1 に掲載する。

なお、重要海域（案）の全体的傾向は、以下の通りとなった。

(1) 重要海域（案）沖合表層図【資料 3-1】

重要海域（案）箇所数：20 カ所

重要海域（案）面積割合：18.5%（重要海域／沖合域（※）と定義した範囲）

(2) 重要海域（案）沖合海底図【資料 4-1】

重要海域（案）箇所数：31 カ所

重要海域（案）面積割合：24.0%（重要海域／沖合域（※）と定義した範囲）

(3) 重要海域（案）沿岸図【資料 5-1】

重要海域（案）箇所数：276 カ所

重要海域（案）面積割合：18.0%（重要海域／沿岸域（※）と定義した範囲）

重要海域（案）の汀線に占める割合：69.8%

※「領海かつ水深 200m 以浅の場所」を沿岸域と定義し、それ以外の場所で我が国の排他的経済水域（EEZ）内の範囲を沖合域とした。

2. 情報票（案）

第 1 回重要海域検討会において検討を行った項目ごとに、それぞれの重要海域について情報票（案）を整理した。情報票（案）は、資料 3-2、4-2、5-3 である。

3. 公表時に併せて示す事項について

重要海域及び情報票の公表にあたっては、以下の事項を併せて示すものとする。

公表時に併せて示す事項（案）

○重要海域抽出作業の概要

- ・国際的及び国内的な背景
- ・目的
- ・検討会 など

○「原則」（平成 23 年度重要海域抽出検討会）

①生態学的・生物学的な観点から抽出する

- ・社会的、経済的、文化的な重要性ではなく、生物多様性保全の観点から生態学的・生物学的な重要性に基づいて抽出する
- ・重要性の判断にあたり、人為的な負荷要因による劣化や消滅等の危機の程度は考慮しない

②科学的・客観的に抽出する

- ・入手できる既存の科学的なデータをもとにして抽出する
- ・生態学・生物学的な観点から既に国内外で認知された基準等を踏まえて重要性を客観的に判断する

③保全施策に活用しやすい形で抽出する

- ・主として領海（内水を含む。ただし陸域を除く（注 1。））及び排他的経済水域（EEZ）内の我が国が管轄権を行使できる海域を対象とする（注 2）
- ・適切なスケールで、一定の区域をもって抽出する（注 3）

（注 1）原則として最高潮位線を対象範囲とする。ただし、種の利用場所などに応じて例外をもうけることはあり得る

（注 2）大陸棚の延長が大陸棚の限界に関する委員会において認められた場合は、対象範囲の修正を検討するものとする※

（注 3）抽出した区域は、そのまま規制等を含む保全施策（海洋保護区など）を行う対象になるものではない

※重要海域の抽出の範囲としては、大陸棚の延長に関する国内手続きが進み、政令等により設定された時点でその範囲を拡張することとする。

○「抽出基準」（平成 23 年度重要海域抽出検討会、EBSA 基準）（参考資料 3 参照）

○「用途」（平成 23 年度重要海域抽出検討会）（資料 1 の 4 頁参照）

○抽出方法の概要

解析手法（沿岸図と沖合図の区別（※）、解析のスケール、利用データを含む）、区域線作成のルール、専門家の意見収集、都道府県等意見照会

○その他注意点

- ・本重要海域図及び情報票は、平成 23-25 年度の重要海域の抽出作業により作成されたものであり、この時点において入手可能な情報に基づいているため、情報のない海域が抽出されない等の制約がある。今後の海洋生物多様性に関する知見の充実や海洋環境の変化を踏まえ、10 年後程度を目処として重要海域の見直しを行うものとし、その前の平成 32 年（2020 年）にも点検を行う。
- ・重要海域は、生物学的・生態学的な情報をとりまとめたものであり、生物学的生産性が高く生物資源の有効利用のために重要な海域等も含まれる。このため、重要海域はそのまま規制等を含む海洋生物多様性の保全施策（海洋保護区の設定等）を行う対象になるものではなく、保護・管理の必要性と目的を勘案して保全施策を推進するための基礎資料となることが想定されている。
- ・沖合表層域は物理的に流動する（海流の流路や季節により海域特性が変動する、またこれらにともない生物の産卵場、分布域なども変動する）特色があることから、重要海域の区域を空間的に固定して抽出することは困難である。また、利用できるデータや手法も現段階では限られている。これらの課題はあるが、沖合表層図は、平成 23-25 年度時点の沖合表層域の重要な海域の確率論的な分布を示すものとして作成された。（資料 3-1 に再掲）
- ・検討範囲は海域を対象としており、原則として最高潮位線以上や汽水域を含む河川区域は対象としていない。

※第 2 回検討会における武岡委員のご指摘を踏まえ、公表にあたっては、沿岸図、沖合表層図、沖合海底図を分けて抽出したことにもなう留意点を以下のように示すこととした。

- ・沿岸図、沖合表層図、沖合海底図の各図は合成せず、個別の図として表示する。
- ・「抽出方法の概要」の記述に沿岸と沖合の定義を明示する。
- ・各図の凡例等において、沿岸と沖合では解析の精度（スケール）や使用したデータが異なるため、利用にあたって各図を個別に扱う必要があること等を注記する。